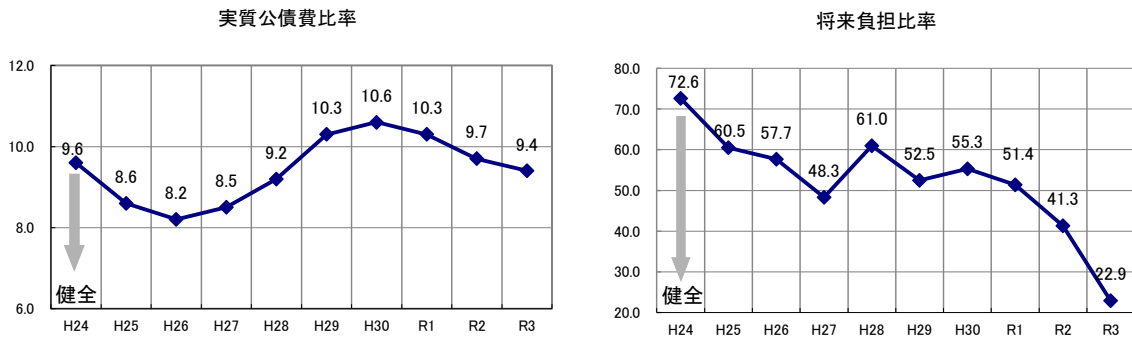


## 令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果

- 令和3年度美馬市各会計の決算に基づき「健全化判断比率」を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回りました。

指 標		令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	— % ( △ 4.06 %)	— % ( △ 5.05 %)	13.03 %	20.00 %
	②連結実質赤字比率	— % ( △ 13.62 %)	— % ( △ 13.80 %)	18.03 %	30.00 %
	③実質公債費比率	9.4 %	9.7 %	25.0 %	35.00 %
	④将来負担比率	22.9 %	41.3 %	350.0 %	

(参考) 実質公債費比率、将来負担比率の推移



3ヶ年平均の実質公債費比率の増加に大きく影響していた平成30年度が算定対象から外れたことにより、準元利償還金は減となった一方で、平成29年度合併特例債(地域交流センターミライズ等)の元金償還開始に伴い、単年度での実質的な元利償還金は微増となりましたが、標準財政規模が大きく増加したことが影響し、実質公債費比率は改善しています。

また将来負担比率については、地方債の現在高の減少及び、充当可能財源の増加による分子の減、普通交付税等の大幅な増加により分母となる標準財政規模が増加していることが影響し、大きく改善しています。

- 各公営企業における「資金不足比率」については、令和3年度決算において資金不足を生じた公営企業がないため、該当ありません。

指標	会 計 名	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
⑤ 資金不足比率	水道事業会計	— %	— %	20.00 %
	工業用水道事業会計	— %	— %	
	簡易水道事業会計	— %	— %	
	下水道事業会計	— %	— %	
	一の森ヒュッテ事業特別会計	— %	— %	
	小水力発電事業特別会計	— %	— %	

## 用語解説

### 実質赤字比率

一般会計等（本市の場合、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計）の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模（※1）に対する赤字額の割合。  
（家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字額の割合。）

※1 標準財政規模＝標準税収入額等（市税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

### 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。  
（家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。）

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。  
（家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。）

### 資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合。

### 早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、①財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務付けられ、②実施状況を毎年度議会に報告して公表し、③早期健全化が著しく困難と認められるときは、県知事から必要な勧告が行われます。（平成20年度決算から適用）

### 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率がこれを上回れば、経営健全化計画の策定が義務付けられます。（平成20年度決算から適用）

### 財政再生基準

財政再生基準を上回ると、①財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務付け、実施状況の報告・公表に加え、②財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求められます（※2）。また、③財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。（平成20年度決算から適用）

※2 同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。

一方、同意があれば、収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。